ISMAP クラウドサービス登録規則

令和２年６月３日
（令和５年７月３日最終改定）

ISMAP 運営委員会

改定履歴

日付	改定内容
令和２年　６月　３日	ISMAP に関する規程等を施行
令和２年　８月２０日	誤記の修正などの軽微な改定
令和２年１２月２５日	クラウドサービス事業者に対する守秘義務に関する規定を追加 誤記の修正などの軽微な改定
令和３年　６月２２日	誤記の修正などの軽微な改定
令和４年　４月　１日	誤記の修正などの軽微な改定
令和４年１１月　１日	ISMAP-LIU に関する記載を追加
令和５年　７月　３日	4.3、6.3、6.4、6.6、6.7、6.8、6.9、6.10、6.11、附則の新設 6.2、7.4、14.2 の改定

目次

第 1 章　総則 1
第 2 章　用語の定義 1
第 3 章　申請者に対する要求事項 1
第 4 章　サービス登録に関する申請 2
第 5 章　申請の受理 3
第 6 章　審査 3
第 7 章　登録 5
第 8 章　サービス登録の有効期間 5
第 9 章　情報セキュリティインシデント発生時の報告 5
第 10 章 重大な統制変更等の届出 6
第 11 章 モニタリング 6
第 12 章 再監査 7
第 13 章 再申請 7
第 14 章 登録の削除 7
第 15 章 登録に係る異議申立 8
別表 1　申請書の提出方法 9

第1章　総則

1.1　本規則は、ISMAP 運営委員会が定める「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)基本規程」（以下、「基本規程」という）に基づき、クラウドサービスの登録（以下、「サービス登録」という）に関する事項を定める。ただし、リスクの小さな業務・情報の処理に用いる SaaS サービスを対象とした仕組みによる登録に関しては ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則にて別途定める。

1.2　ISMAP 運用支援機関は ISMAP 運営規則で定める範囲でサービス登録に係る業務を行う。

第2章　用語の定義

本規則における用語の定義は、以下のとおりとする。なお、本項に示す定義以外については、基本規程における用語の定義に準ずるものとする。

2.1　申請者

ISMAP クラウドサービスリストへのサービス登録申請を行うクラウドサービス事業者

2.2　登録者

ISMAP クラウドサービスリストに自身のクラウドサービスが登録されているクラウドサービス事業者

第3章　申請者に対する要求事項

3.1　申請者は「ISMAP 管理基準」の規定に従い「様式 1 言明書」及び「様式 2 経営者確認書」を作成し、自身のセキュリティ対策について基本言明要件に沿った言明を行い、言明した事項について監査機関の監査を受けなければならない。なお、申請者は、本制度における監査業務の業務契約を締結し監査を受けることにより知り得た情報を漏らしてはならない。

3.2　申請者は、言明書に記載の監査対象期間の末日から 3 ヶ月以内を作成日とする実施結果報告書を監査機関から入手しなければならない。

3.3　申請者は、実施結果報告書において発見事項が発見された場合には、当該発見事項について改善計画書を作成し、その内容を実施しなければならない。

3.4　申請者は、言明書に記載の内容に加えて以下の情報を ISMAP 運営委員会に提供しなければならない。

(1) 申請時点における申請者の資本関係及び役員等の情報

(2) クラウドサービスで取り扱われる情報に対して国内法以外の法令が適用され、調達府省庁等が意図しないまま当該調達府省庁等の管理する情報にアクセスされ又は処理されるリスクについて、ISMAP 運営委員会及び当該省庁等がリスク評価を行うために必要な情報

(3) 契約に定める準拠法・裁判管轄に関する情報

(4) ペネトレーションテストや脆弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報

3.5　申請者は、登録期間中において以下の事項に対応することを宣誓しなければならない。

(1) 申請者は、調達府省庁等との調達交渉時に、調達機関の求めに応じて、言明書の詳細、申請するクラウドサービスの従事者のうち、利用者の情報又は利用環境に影響を及ぼす可能性のある者の所属、専門性、実績、国籍に関する情報を調達機関に対して提出すること。国籍については、個々人に紐付かない形で該当する国名を提出すること。

(2) 申請者は、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスについて、登録期間中に利用者に重大な影響を及ぼしうる情報セキュリティインシデントが発生した場合には、本規則第 9 章の規定に従い、遅滞なく ISMAP 運営委員会に報告すること。

(3) 申請者は、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスについて登録期間中に重大な統制の変更及び当該変更につながりうる事象が生じた場合又は ISMAP クラウドサービスリストに掲載されている情報に変更が生じた場合には、本規則第 10 章の規定に従い、遅滞なく ISMAP 運営委員会に届け出ること。
(4) 申請者は、本規則第 11 章に規定するモニタリング、第 12 章に規定する再監査、第 13 章に規定する再申請のプロセスに従うこと。
(5) 申請者は、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスについて登録の一時停止又は削除を受けた場合には、当該サービスを利用している調達府省庁等に、その旨を速やかに通知又は申請者の Web サイトにて公開すること。
(6) 申請者は、他の事業者（以下、「委託先」という）の利用の有無にかかわらず、自社のクラウドサービスにおける契約及び情報セキュリティ上の問題が生じた場合は、自社の責任において当該クラウドサービスの利用者との間で解決を図ること。

3.6 申請者は、調達府省庁等との調達交渉時に、調達機関の求めに応じて、「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）（以下、「申合せ」という）の運用に協力すること。

3.7 申請者は、本規則の第 4 章に規定する手順に従って ISMAP 運営委員会に対して申請を行わなければならない。

3.8 申請者は、3.3 において作成する改善計画書の有無、3.4 において提供する情報及び言明書のうち以下の事項について、ISMAP クラウドサービスリストにおいて一般に公開することを前提に第 4 章に規定する申請を行わなければならない。
(1) クラウドサービスの名称
(2) 言明の対象範囲
(3) 基本言明要件のうち実施している統制目標の管理策
(4) 監査対象期間
(5) 後発事象

3.9 申請者が提出書類、申請手続き及び ISMAP 運用支援機関との連絡に使用する言語は、日本語でなければならない。なお、提出書類のうち、言明書の別添は日本語又は英語のいずれかを用いるものとし、英語の場合には、参考和訳をつけることを求める場合がある。

3.10 申請者は、申請の対象となるクラウドサービスを自社又は委託先の提供するサービスを利用して、自らの名前で提供している者でなければならない。

3.11 申請者は、日本の法令及び本規則その他の基本規程に定める規程等が定める事項を遵守し、ISMAP 運営委員会に提供する情報に事実と相違がないようにしなければならない。

3.12 日本の法令に基づき、反社会的勢力又は社会の安全を脅かす集団として指定を受け又は活動を制限された団体及びその構成員又は同等とみなされる者は、申請者となることができない。

3.13 サービス登録の更新に際しても本章の内容を準用する。なお、前回申請時の監査対象期間と更新の申請時の監査対象期間が連続するようにしなければならない。

第4章　サービス登録に関する申請

4.1 申請者は、「様式 3 登録申請書」を使用し、以下の文書を添えて、別表 1 に示す提出方法により ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会に提出する。
(1) 登記事項証明書（全部事項証明書）。ただし、法人番号を登録申請書に記載した場合には、添付を省略できる。
(2) 言明書（別添を含む）
(3) 経営者確認書
(4) 実施結果報告書（別添を含む）
(5) 3.3 に規定する改善計画書

(6) 3.4 に規定する情報
(7) 3.5 に規定する事項に関する宣誓書

4.2 申請者は、実施結果報告書の日付から１ヶ月以内に申請を行わなければならない。

4.3 申請者は、ISMAP 運営委員会又は ISMAP 運用支援機関に提出する書類の記載等について、ISMAP 運用支援機関に事前に相談することができる。

4.4 登録の更新の申請においても本章の規定を準用する。

第5章 申請の受理

5.1 ISMAP 運用支援機関は、申請の受理に当たって、申請者が本規則の第 4 章に従って申請する文書（以下、「申請文書」という）の以下の内容について確認ができた場合には、申請を受理しなければならない。
(1) 4.1 に規定する申請文書が指定された言語で作成されており、不足がないこと。
(2) 4.2 に規定する期日が守られていること。
(3) 円滑な審査を実施する上で、申請文書に記載すべき内容に不備がないこと。
(4) 実施結果報告書が有効であること。

5.2 ISMAP 運用支援機関は、随時、申請文書の受付を行う。

5.3 ISMAP 運用支援機関は、申請文書を受付した日から原則として２週間以内に申請文書の確認を実施する。

5.4 ISMAP 運用支援機関は、申請文書の確認の結果、当該申請文書に不足や不備等がある場合、申請者に問い合わせ又は追加の資料提出の要請を行う。

5.5 申請者は、ISMAP 運用支援機関から問い合わせ又は追加の資料提出の要請があった場合、速やかに回答、追加の資料提出又は申請文書の修正をしなければならない。

5.6 ISMAP 運用支援機関は、5.1 の規定に関わらず以下の場合には申請を受理しないものとする。
(1) 申請者が、問い合わせ又は追加の資料提出の要請の日から１ヶ月を経過しても十分な回答、追加の資料提出又は申請文書の修正を行わなかった場合。
(2) 基本規程 9.5 に規定する配慮事項に鑑みて、本規則第６章に規定する期間内に審査を終えることが困難であることが明らかな場合。

第6章 審査

6.1 ISMAP 運用支援機関は、受理した申請文書について、以下について技術的審査を行い、各項目の確認状況及び登録の是非に関する ISMAP 運用支援機関の見解について、「様式 4 審査報告書」により ISMAP 運営委員会に報告する。
(1) 基本言明要件が満たされていること。
(2) 実施結果報告書において、ガバナンス基準及びマネジメント基準の発見事項が存在しないこと。
(3) 実施結果報告書における、管理策基準の発見事項の有無。
(4) 前項において発見事項が存在する場合、当該発見事項が軽微であること。軽微であることの要件の一つとして、当該発見事項に係る統制が実施結果報告書の日付から２ヶ月以内に改善することが示された改善計画書が存在すること。
(5) 3.4 に規定する情報が適切かつ十分に開示されていること。
(6) 3.5 に規定する事項に関する宣誓事項が全て含まれていること。
(7) その他、本制度の規程類に照らして違反がない、もしくは過去に 14.2(5)による登録の削除を受けていないこと。

6.2 ISMAP 運用支援機関は、前項の審査を行うにあたり、必要に応じて、制度所管省庁の監督の下、申請者に追加の情報提供を求めることができる。また、実施結果報告書を作成

した監査機関に対し、当該実施結果報告書の記載事項について説明を求めることができる。

6.3　申請者は、ISMAP 運用支援機関から追加の情報提供の求めがあった場合、原則として２週間以内に十分な回答を行うように努めなければならない。

6.4　申請者は、実施結果報告書において発見事項が発見されている場合、ISMAP 運用支援機関の求めに応じ、当該発見事項に関するヒアリングに出席し、発見事項の詳細、改善計画書の内容並びにその改善の状況について説明しなければならない。なお、本ヒアリングにおいて監査機関が同席することを妨げない。

6.5　ISMAP 運営委員会は、ISMAP 運用支援機関が申請を受理した日から原則として 6 カ月以内に、ISMAP 運用支援機関からの報告内容及び申合せの運用状況を踏まえて、総合的に登録の是非を判断する。

6.6　ISMAP 運営委員会は、ISMAP 運用支援機関からの報告内容を踏まえて、発見事項が軽微であることが確認できない場合は、本規則 6.5 に定める登録の是非の判断を留保（以下、「登録留保」という。）した上で、本規則の 3.3 に規定する改善計画書の内容が適切に実施されていることを確認するために、申請者に対し、監査機関による監査の実施を要請することができる。なお、登録留保とした場合には、申請者に対しその事実及び監査を求める管理策を「様式 16 登録留保通知書」により通知する。

6.7　申請者は、本規則の 6.6 に規定する登録留保の通知を受けた場合には、本規則の 3.3 に規定する改善計画書の実施状況を監査により確認した上で、ISMAP 運営委員会に対して、登録留保とされた申請に係る審査（以下、「登録留保に係る審査」という。）を求めることができる。

6.8　申請者は、登録留保通知書の日付から原則として 1 ヶ月以内に、「様式 17　登録留保に関する意思表明書」を ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会に提出し、登録留保に係る審査を求めるか否かについての意思を表明しなければならない。

6.9　申請者は、6.8 の規定に基づき、登録留保に係る審査を求める場合には、以下の手順に従わなければならない。

(1) 申請者は、以下の条件を満たすように、監査対象期間を設定する。
　(ア) 監査対象期間が 3 ヶ月以上であること。
　(イ) 監査対象期間の始期において、発見事項に係る改善後の統制が運用されていること。

(2) 申請者は、6.6 の規定により通知を受けた監査対象の管理策について「様式 1 言明書」及び「様式 2 経営者確認書」を作成し、言明した事項について監査機関による監査を受ける。

(3) 申請者は(1)において設定した監査対象期間の末日から 2 ヶ月以内の日付を作成日とする実施結果報告書を監査機関から入手する。

(4) 申請者は、(3)において入手した実施結果報告書の日付から 1 ヶ月以内に、「様式 18 登録留保に係る申請書」を使用し、以下の文書を添えて、ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会に提出する。
　(ア) (2)において作成した言明書（別添を含む）
　(イ) (2)において作成した経営者確認書
　(ウ) (3)において入手した実施結果報告書（別添を含む）

6.10　ISMAP 運営委員会は、6.8 に定める期間内に「様式 17　登録留保に関する意思表明書」が提出されない場合、又は、6.9(4)に定める期間内に「様式 18 登録留保に係る申請書」が提出されない場合は、本規則第４章の規定に基づき提出された申請を却下する。

6.11　登録留保に係る審査の申請における手続は、本規則の第 5 章及び本章の規定を準用する。

第7章　登録

7.1　ISMAP 運用支援機関は、ISMAP 運営委員会が登録の決定を行ったクラウドサービスについて、ISMAP クラウドサービスリストに登録し、Web サイトを通じて公開する。また、申請者に「様式 5 登録通知書」により通知する。

7.2　ISMAP 運用支援機関は、ISMAP 運営委員会が登録の更新の決定を行ったクラウドサービスについて、ISMAP クラウドサービスリストを更新し、Web サイトを通じて公開する。また、申請者に「様式 5 登録通知書」により通知する。

7.3　登録者は、登録通知書について、下記に示す管理をしなければならない。

(1) 登録の有効期限まで、原本を保持すること

(2) 登録範囲を逸脱し又は本制度の趣旨に反する使用をしないこと

7.4　ISMAP 運用支援機関は、本規則の 6.5 に規定する ISMAP 運営委員会の判断を受けて、登録要求事項を満たしていないとしたクラウドサービスについて、申請を却下する旨を申請者に「様式 6 結果通知書」により通知し、審査登録手続を終了する。

7.5　ISMAP クラウドサービスリストには、以下の項目を掲載する。

(1) クラウドサービスの名称

(2) 当該クラウドサービスのホームページの URL

(3) クラウドサービス事業者の名称及び所在地

(4) 登録日

(5) 登録の有効期限

(6) 言明の対象範囲

(7) 基本言明要件のうち実施している統制目標の管理策

(8) 監査対象期間

(9) 後発事象

(10)　改善計画書の有無

(11)　3.4 において提供する情報

(12)　クラウドサービスの登録に係る特記事項

第8章　サービス登録の有効期間

8.1　登録者は、基本規程 3.6 に定める登録の有効期限までに、更新の申請をしなければならない。サービス登録の有効期間は、この更新の申請の期限までとし、当該期限までに更新の申請が行われない場合には、自動的に登録が削除される。なお、当該申請に対する登録の更新の判断が ISMAP 運営委員会でなされるまでは、直前の登録の有効期限以降も引き続き登録を有効とする。それ以降の登録の更新についても同様とする。

8.2　登録者は、登録の更新の申請を行う際には、本規則の第 3 章及び第 4 章の規定に従い申請を行わなければならない。

第9章　情報セキュリティインシデント発生時の報告

9.1　登録者は、登録されている自身のクラウドサービスについて、利用者に重大な影響を及ぼしうる情報セキュリティインシデントが生じた場合、遅滞なく「様式 7 情報セキュリ

ティインシデントに関する報告書」に必要事項を記載し、ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会に報告すること。

9.2 ISMAP 運用支援機関は、前項の報告の内容を受けて、必要に応じて追加の報告を求めることができる。

9.3 ISMAP 運用支援機関は、登録者が 9.1 に規定する報告を行っていないにも関わらず、利用者に重大な影響を及ぼしうる情報セキュリティインシデントの発生を認知した場合、当該クラウドサービスの登録の一時停止を行うとともに、9.1 に規定する報告を求めることができる。

9.4 ISMAP 運用支援機関は、登録者が前項の求めに応じて 9.1 の届出を行った場合、当該クラウドサービスの登録の一時停止を解除する。

9.5 ISMAP 運用支援機関は、クラウドサービスの登録の一時停止を解除するまで、当該クラウドサービスの登録の一時停止が行われていることを ISMAP クラウドサービスリストにおいて公表する。

9.6 ISMAP 運用支援機関は、本章に規定する報告の内容を受けて、必要に応じて本規則第 11 章に規定するモニタリングを実施することができる。

第10章 重大な統制変更等の届出

10.1 登録者は、登録されている自身のクラウドサービスについて重大な統制変更又は重大な統制変更につながり得る事象が発生した場合、遅滞なく ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会に「様式 8 重大な統制変更等届出書」により変更内容を届け出ること。

10.2 登録者は、その他、登録されている自身のクラウドサービスについて、ISMAP クラウドサービスリストの掲載事項が変更された場合、遅滞なく「様式 9 ISMAP クラウドサービスリスト掲載事項変更届出書」に必要事項を記載し、ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会に提出すること。

10.3 ISMAP 運用支援機関は、登録者が前二項の届出を行っていないにも関わらず、当該規定に位置づける事象を認知した場合、当該サービス登録の一時停止を行うとともに、当該届出を求めることができる。

10.4 ISMAP 運用支援機関は、登録者が前項の求めに応じて 10.1 又は 10.2 の届出を行った場合、当該サービス登録の一時停止を解除する。

10.5 ISMAP 運用支援機関は、クラウドサービスの登録の一時停止を解除するまで、当該クラウドサービスの登録の一時停止が行われていることを ISMAP クラウドサービスリストにおいて公表する。

10.6 ISMAP 運用支援機関は、本章に規定する届出の内容を受けて、必要に応じて本規則第 11 章に規定するモニタリングを実施することができる。

第11章 モニタリング

11.1 ISMAP 運用支援機関は、登録者が本規則第 3 章に規定する要求事項を登録期間中にわたって継続的に満たしていることを確認するために、以下の各号に該当する場合に、制度所管省庁の監督の下、モニタリングを実施することができる。

(1) 本規則第 9 章に規定する報告又は本規則第 10 章に規定する届出の内容を受けて ISMAP 運用支援機関が必要と認めた場合。

(2) 本制度を構成する者その他外部からの苦情又は情報提供等により、要求事項への適合性に疑義が生じた場合。

(3) その他、3.5 の宣誓事項に照らして ISMAP 運用支援機関が必要と認めた場合。

11.2 モニタリングは、以下の手順で行う。

(1) ISMAP 運用支援機関は、モニタリングの対象となる登録者に対して「様式 10 モニタリング実施通知書」によりモニタリングを実施する旨と確認内容に関する通知を行う。

(2) 登録者は、(1)の通知を受けた場合、文書により確認内容への回答を行う。

(3) ISMAP 運用支援機関は、回答を確認し必要と認めた場合、当該登録者に対する聞き取り調査を行う。

(4) ISMAP 運用支援機関は、(2)(3)の内容により本規則第 3 章に規定する要求事項が適切に実施されていることが確認できた場合、その旨を「様式 11 モニタリング実施結果等通知書」により登録者に通知しモニタリングのプロセスを終了する。

(5) ISMAP 運用支援機関は、(2)(3)の内容により本規則第 3 章に規定する要求事項が適切に実施されていることが確認できない場合、その旨を「様式 11 モニタリング実施結果等通知書」により登録者に通知するとともに、ISMAP 運営委員会に報告する。登録者は、当該通知を受けた場合、弁明の機会を求めることができる。ISMAP 運用支援機関は、確認できなかった事項に応じて登録者に対し以下を実施することができる。

（ア）本規則 3.1 に規定する言明の範囲に係る事項の場合、本規則第 12 章に規定する再監査への対応を求める。

（イ）本規則第 3 章に規定する要求事項のうち(ア)以外の事項の場合、ISMAP 運営委員会に確認の上、必要に応じて本規則第 13 章に規定する再申請への対応を求める。

第12章　再監査

12.1 ISMAP 運用支援機関は、本規則第 11 章に規定するモニタリングの結果、登録者が 11.2(5)(ア)に該当すると判断した場合、当該登録者に対して「様式 11 モニタリング実施結果等通知書」において、該当箇所に関する再監査を求めることができる。

12.2 登録者は、再監査の求めを受けた場合、当該通知書に記載の期日までに該当箇所に関する再監査を受け、該当箇所に関する言明書及び実施結果報告書を ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会に提出しなければならない。

12.3 ISMAP 運用支援機関は、前二項に規定する内容により本規則第３章に規定する要求事項が適切に実施されていることが確認できた場合、「様式 11 モニタリング実施結果等通知書」により登録者に通知するとともに、ISMAP 運営委員会に報告し、再監査のプロセスを終了する。

12.4 ISMAP 運用支援機関は、前各項に規定する内容により本規則第３章に規定する要求事項が適切に実施されていることが確認できなかった場合、ISMAP 運営委員会に確認の上、登録者に対し、本規則第 13 章に定める再申請への対応を求める。

12.5 ISMAP 運用支援機関は、再監査のプロセスが終了するまで、当該クラウドサービスが再監査のプロセスにあることを ISMAP クラウドサービスリストにおいて公表する。

第13章　再申請

13.1 11.2(5)及び 12.4 の規定に基づき求められる再申請における手続は、本規則第 3 章から第 7 章までの規定を準用する。

第14章　登録の削除

14.1 登録者は、次のいずれかに該当する場合、遅滞なく「様式 12 登録取下届出書」を ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会に届け出ること。

(1) 登録サービスの運用終了等により提供を終了した場合

(2) 登録サービスが登録を維持できないと判断した場合

14.2 ISMAP 運営委員会は、以下のいずれかに該当する場合、ISMAP クラウドサービスリストから当該サービスを削除する。
(1) 登録の有効期間までに更新の申請が行われなかったとき
(2) 登録者から登録取下届出書が提出されたとき
(3) 更新の申請が却下されたとき
(4) 登録者に本規則第 13 章に規定する再申請を求めるとき
(5) 登録者が正当な理由なく本規則に定める ISMAP 運営委員会及び ISMAP 運用支援機関からの求めに応じなかったとき
(6) その他、登録者が本規則第 3 章に規定する要求事項を満たさない事が明らかなとき

14.3 ISMAP 運営委員会は、前項(4)乃至 (6)に該当する場合、「様式 13　再申請要請書」を用いてその旨を登録者に通知する。

第15章　登録に係る異議申立

15.1 申請者又は登録者は、サービス登録に関する処置への異議がある場合、ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会あてに「様式 14 異議申立書」により異議申立を行うことができる。

15.2 ISMAP 運営委員会は、前項の異議申立書を受け取った場合には、「様式 15 異議申立書への回答書」により当該申立者に回答を行う。

附則（令和５年７月３日 施行）

（施行期日）

１ この規程は、令和５年７月３日から施行する。

ただし、6.2、6.3、6.4、6.6、6.7、6.8、6.9、6.10、6.11、7.4 及び 14.2(3)の規定は、令和５年 10 月２日から施行する。

別表 1　申請書の提出方法

ISMAP 運用支援機関が指定する方法

様式 1 言明書
様式 2 経営者確認書
様式 3 登録申請書
様式 4 審査報告書
様式 5 登録通知書
様式 6 結果通知書
様式 7 情報セキュリティインシデントに関する報告書
様式 8 重大な統制変更等届出書
様式 9 ISMAP クラウドサービスリスト掲載事項変更届出書
様式 10 モニタリング実施通知書
様式 11 モニタリング実施結果等通知書
様式 12 登録取下届出書
様式 13 再申請要請書
様式 14 異議申立書
様式 15 異議申立書への回答書
様式 16 登録留保通知書
様式 17 登録留保に関する意思表明書
様式 18 登録留保に係る申請書